

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表（1割負担）

令和4年10月1日現在

ユニット型介護老人保健施設サービス[超強化型]

特別室

基本料金	介護保険 1割負担	食 費	居住費	特別な 療養室料	1日の目安	月額の目安 (30日)
要介護 1	1,001 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	7,275 円	218,250 円
要介護 2	1,080 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	7,354 円	220,620 円
要介護 3	1,147 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	7,421 円	222,630 円
要介護 4	1,209 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	7,483 円	224,490 円
要介護 5	1,268 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	7,542 円	226,260 円

* 基本料金には、施設サービス費のほかに、夜勤職員配置加算 26 円、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 24 円、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 50 円が含まれております。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）						
初期加算	33 円	入所後、最初の 30 日に限って算定				
短期集中リハビリテーション実施加算	258 円	入所から 3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを実施した場合				
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	258 円	入所から 3ヶ月以内に認知症の入居者に集中的なリハビリテーションを実施した場合				
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	483 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合				
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	515 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び資料方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合				
退所時情報提供加算	536 円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合				
入退所前連携加算(Ⅰ)	644 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合				
入退所前連携加算(Ⅱ)	429 円	退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合				
訪問看護指示加算	322 円	訪問看護指示書を交付した場合				
ターミナルケア加算(死亡日)	1,769 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（死亡日）				
ターミナルケア加算(前日、前々日)	879 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（前日、前々日）				
ターミナルケア加算(4日～30日)	172 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（4日～30日）				
ターミナルケア加算(31日～45日)	86 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（31日～45日）				
経口移行加算	30 円	経管栄養の入居者に経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合				
経口維持加算(Ⅰ)	429 円	摂食機能障害や誤嚥を認めた入居者に経口維持計画に基づき栄養管理を行なった場合				
経口維持加算(Ⅱ)	108 円	加算(Ⅰ)において歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合				
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97 円	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が入居者の口腔ケアを月2回行なった場合				
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合				
栄養マネジメント強化加算	12 円	管理栄養士を入所者数を50で除して得た数以上に配置していること。栄養計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、必要な情報を厚生労働省に提出している場合				
療養食加算	7 円	療養食（糖尿病食・腎臓病食等）を提供した場合、1食につきに算定				
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	36 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入れ所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合				
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。褥瘡発生について定期的な評価、管理を行った場合				
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合				
排泄支援加算(Ⅰ)	11 円	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。排泄に介護を要する入居者を対象に原因を分析、結果を踏まえた支援計画の作成を行なった場合				
排泄支援加算(Ⅱ)	16 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる人について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合				

排泄支援加算(Ⅲ)	22 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	515 円	感染症対策に関する研修を受講した医師が肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎の状態にある入居者に投薬、検査、注射、処置を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した10日を限度）
緊急時治療管理費	556 円	緊急的治療管理を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した3日を限度）
自立支援促進加算	322 円	医師が入所者ごとに自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等に参加する。 医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43 円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病的状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	65 円	
安全対策体制加算	22 円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所中1回のみ算定可）
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ	108 円	入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、退所時又は退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	258 円	上記Ⅰを算定し、かつ、服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	108 円	6種類以上の内服薬が処方されている入居者に対し、退所時に処方されている内服薬が入所時に比べて1種類以上減少している場合
外泊時費用	388 円	外泊された時に外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定
試行的退所時指導加算	429 円	入居者を居宅において試行的に退所させ、入居者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	129 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知情報提供加算	376 円	認知情報提供加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算	215 円	認知症の行動・心理症状と医師が判断し、在宅生活が困難で緊急入所が必要な場合
再入所時栄養連携加算	215 円	入所者が医療機関に退所後に再入所し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理を調整した場合
地域連携診療計画情報提供加算	322 円	保険医療機関を退院後に地域連携診療計画に基づいて治療を行い当該保険医療機関に診療情報を提供した場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（3.9%）
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（2.1%）
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（0.8%）

その他の選択利用料（介護保険給付外サービス）			
日用品費 (1回)	実費	(株)柴橋商会による選択日用品 お手拭き、フェイスタオル、大判タオル、ティッシュペーパー、全身シャンプー（ミノン）、薬用ハンドソープ、コップ、口腔ケア商品（歯ブラシ、歯みがき粉等）、ペーパータオル、モングミン（別紙料金表参照）	
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、クリエーション材料費	
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用	
理美容代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）	
私物洗濯代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）	
特別な食事代 (1回)	実費	特別な食事にかかる費用。特別食・誕生日御膳	
健康管理費 (1回)	実費	インフルエンザ予防接種等	
嗜好品 (1回)	実費	牛乳、ヨーグルト、チーズ、梅干、納豆等	
診断書（様式あり） (1通)	4,400 円	文書作成費	
診断書（様式なし） (1通)	3,300 円	文書作成費	
証明書 (1通)	2,200 円	文書作成費	

※日用品費については商品を個別に選択できます。

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表 (1割負担)

令和4年10月1日現在

ユニット型介護老人保健施設サービス[超強化型]

一般室

基本料金	介護保険 1割負担	食 費	居住費	1日の目安	月額の目安 (30日)
要介護1	1,001 円	2,068 円	2,006 円	5,075 円	152,250 円
要介護2	1,080 円	2,068 円	2,006 円	5,154 円	154,620 円
要介護3	1,147 円	2,068 円	2,006 円	5,221 円	156,630 円
要介護4	1,209 円	2,068 円	2,006 円	5,283 円	158,490 円
要介護5	1,268 円	2,068 円	2,006 円	5,342 円	160,260 円

*基本料金には、施設サービス費のほかに、夜勤職員配置加算26円、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)24円、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)50円が含まれております。

介護保険適用分 加算料金 (利用状況に応じて別途加算のかかるもの)					
初期加算	33 円	入所後、最初の30日に限って算定			
短期集中リハビリテーション実施加算	258 円	入所から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを実施した場合			
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	258 円	入所から3ヶ月以内に認知症の入居者に集中的なリハビリテーションを実施した場合			
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	483 円	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合			
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	515 円	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び資料方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合			
退所時情報提供加算	536 円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
入退所前連携加算(Ⅰ)	644 円	入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合			
入退所前連携加算(Ⅱ)	429 円	退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合			
訪問看護指示加算	322 円	訪問看護指示書を交付した場合			
ターミナルケア加算(死亡日)	1,769 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(死亡日)			
ターミナルケア加算(前日、前々日)	879 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(前日、前々日)			
ターミナルケア加算(4日～30日)	172 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(4日～30日)			
ターミナルケア加算(31日～45日)	86 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(31日～45日)			
経口移行加算	30 円	経管栄養の入居者に経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合			
経口維持加算(Ⅰ)	429 円	摂食機能障害や誤嚥を認めた入居者に経口維持計画に基づき栄養管理を行なった場合			
経口維持加算(Ⅱ)	108 円	加算(Ⅰ)において歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合			
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97 円	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が入居者の口腔ケアを月2回行なった場合			
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合			
栄養マネジメント強化加算	12 円	管理栄養士を入所者数を50で除して得た数以上に配置していること。栄養計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、必要な情報を厚生労働省に提出している場合			
療養食加算	7 円	療養食(糖尿病食・腎臓病食等)を提供した場合、1食につきに算定			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	36 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合			
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。褥瘡発生について定期的な評価、管理を行った場合			
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合			
排泄支援加算(Ⅰ)	11 円	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。排泄に介護を要する入居者を対象に原因を分析、結果を踏まえた支援計画の作成を行なった場合			

排泄支援加算(II)	16 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる人について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排泄支援加算(III)	22 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
所定疾患施設療養費(II)	515 円	感染症対策に関する研修を受講した医師が肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎の状態にある入居者に投薬、検査、注射、処置を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した10日を限度）
緊急時治療管理費	556 円	緊急的治療管理を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した3日を限度）
自立支援促進加算	322 円	医師が入所者ごとに自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(I)	43 円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（II）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
科学的介護推進体制加算(II)	65 円	
安全対策体制加算	22 円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所中1回のみ算定可）
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I	108 円	入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、退所時又は退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	258 円	上記Iを算定し、かつ、服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	108 円	6種類以上の内服薬が処方されている入居者に対し、退所時に処方されている内服薬が入所時に比べて1種類以上減少している場合
外泊時費用	388 円	外泊された時に外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定
試行的退所時指導加算	429 円	入居者を居宅において試行的に退所させ、入居者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	129 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知症情報提供加算	376 円	認知症疾患医療センター等への紹介を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	215 円	認知症の行動・心理症状と医師が判断し、在宅生活が困難で緊急入所が必要な場合
再入所時栄養連携加算	215 円	入所者が医療機関に退所後に再入所し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理を調整した場合
地域連携診療計画情報提供加算	322 円	保険医療機関を退院後に地域連携診療計画に基づいて治療を行い当該保険医療機関に診療情報を提供した場合
介護職員処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（3.9%）
介護職員等特定処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（2.1%）
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（0.8%）

その他の選択利用料（介護保険給付外サービス）

日用品費 (1回)	実費	(株)柴橋商会による選択日用品 お手拭き、フェイスタオル、大判タオル、ティッシュペーパー、全身シャンプー（ミノン）、薬用ハンドソープ、コップ、口腔ケア商品（歯ブラシ、歯みがき粉等）、ペーパータオル、モンタージュ（別紙料金表参照）
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用
理美容代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
私物洗濯代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
特別な食事代 (1回)	実費	特別な食事にかかる費用。特別食・誕生日御膳
健康管理費 (1回)	実費	インフルエンザ予防接種等
嗜好品 (1回)	実費	牛乳、ヨーグルト、チーズ、梅干、納豆等
診断書（様式あり） (1通)	4,400 円	文書作成費
診断書（様式なし） (1通)	3,300 円	文書作成費
証明書 (1通)	2,200 円	文書作成費

※日用品費については商品を個別に選択できます。

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表（2割負担）

令和4年10月1日現在

ネット型介護老人保健施設サービス[超強化型]

特別室

基本料金	介護保険 2割負担	食 費	居住費	特別な 療養室料	1日の目安	月額の目安 (30日)
要介護 1	2,001 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	8,275 円	248,250 円
要介護 2	2,159 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	8,433 円	252,990 円
要介護 3	2,294 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	8,568 円	257,040 円
要介護 4	2,417 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	8,691 円	260,730 円
要介護 5	2,535 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	8,809 円	264,270 円

* 基本料金には施設サービス費のほかに夜勤職員配置加算 51 円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）47 円、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）99 円が含まれております。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）

初期加算	65 円	入所後、最初の 30 日に限って算定
短期集中リハビリテーション実施加算	515 円	入所から 3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	515 円	入所から 3ヶ月以内に認知症の入居者に集中的なリハビリテーションを実施した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	965 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1029 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び資料方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算	1072 円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	1287 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	858 円	退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合
訪問看護指示加算	644 円	訪問看護指示書を交付した場合
ターミナルケア加算（死亡日）	3538 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（死亡日）
ターミナルケア加算（前日、前々日）	1758 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（前日、前々日）
ターミナルケア加算（4日～30日）	343 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（4日～30日）
ターミナルケア加算（31日～45日）	172 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（31日～45日）
経口移行加算	60 円	経管栄養の入居者に経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合
経口維持加算（Ⅰ）	858 円	摂食機能障害や誤嚥を認めた入居者に経口維持計画に基づき栄養管理を行なった場合
経口維持加算（Ⅱ）	215 円	加算（Ⅰ）において歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	193 円	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が入居者の口腔ケアを月2回行なった場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	236 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
栄養マネジメント強化加算	24 円	管理栄養士を入所者数を50で除して得た数以上に配置していること。栄養計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、必要な情報を厚生労働省に提出している場合
療養食加算	13 円	療養食（糖尿病食、腎臓病食等）を提供した場合、1食につきに算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	71 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	7 円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。褥瘡発生について定期的な評価、管理を行なった場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	28 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合
排泄支援加算（Ⅰ）	22 円	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。排泄に介護を要する入居者を対象に原因を分析、結果を踏まえた支援計画の作成を行なった場合

排泄支援加算(II)	32 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる人について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排泄支援加算(III)	43 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
所定疾患施設療養費(II)	1029 円	感染症対策に関する研修を受講した医師が肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎の状態にある入居者に投薬、検査、注射、処置を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した10日を限度）
緊急時治療管理費	1111 円	緊急的治療管理を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した3日を限度）
自立支援促進加算	644 円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。 医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(I)	86 円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（II）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
科学的介護推進体制加算(II)	129 円	
安全対策体制加算	43 円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所中1回のみ算定可）
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I	215 円	入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、退所時又は退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	515 円	上記Iを算定し、かつ、服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	215 円	6種類以上の内服薬が処方されている入居者に対し、退所時に処方されている内服薬が入所時に比べて1種類以上減少している場合
外泊時費用	776 円	外泊された時に外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定
試行的退所時指導加算	858 円	入居者を居宅において試行的に退所させ、入居者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	258 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知症情報提供加算	751 円	認知症疾患医療センター等への紹介を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	429 円	認知症の行動・心理症状と医師が判断し、在宅生活が困難で緊急入所が必要な場合
再入所時栄養連携加算	429 円	入所者が医療機関に退所後に再入所し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理を調整した場合
地域連携診療計画情報提供加算	644 円	保険医療機関を退院後に地域連携診療計画に基づいて治療を行い当該保険医療機関に診療情報を提供した場合
介護職員処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（3.9%）
介護職員等特定処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（2.1%）
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（0.8%）

その他の選択利用料（介護保険給付外サービス）

日用品費 (1回)	実費	（株）柴橋商会による選択日用品 お手拭き、フェイスタオル、大判タオル、ティッシュペーパー、全身シャンプー（ミソ）、薬用ハンドソープ、コップ、口腔ケア商品（歯ブラシ、歯みがき粉等）、ペーパータオル、モンタージュ（別紙料金表参照）
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用
理美容代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
私物洗濯代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
特別な食事代 (1回)	実費	特別な食事にかかる費用。特別食・誕生日御膳
健康管理費 (1回)	実費	インフルエンザ予防接種等
嗜好品 (1回)	実費	牛乳、ヨーグルト、チーズ、梅干、納豆等
診断書（様式あり） (1通)	4,400 円	文書作成費
診断書（様式なし） (1通)	3,300 円	文書作成費
証明書 (1通)	2,200 円	文書作成費

※日用品費については商品を個別に選択できます。

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表 (2割負担)

令和4年10月1日現在

ユニット型介護老人保健施設サービス[超強化型]

一般室

基本料金	介護保険 2割負担	食 費	居住費	1日の目安	月額の目安 (30日)
要介護1	2,001 円	2,068 円	2,006 円	6,075 円	182,250 円
要介護2	2,159 円	2,068 円	2,006 円	6,233 円	186,990 円
要介護3	2,294 円	2,068 円	2,006 円	6,368 円	191,040 円
要介護4	2,417 円	2,068 円	2,006 円	6,491 円	194,730 円
要介護5	2,535 円	2,068 円	2,006 円	6,609 円	198,270 円

* 基本料金には施設サービス費のほかに夜勤職員配置加算 51 円、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 47 円、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 99 円が含まれております。

介護保険適用分 加算料金 (利用状況に応じて別途加算のかかるもの)					
初期加算	65 円	入所後、最初の 30 日に限って算定			
短期集中リハビリテーション実施加算	515 円	入所から 3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを実施した場合			
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	515 円	入所から 3ヶ月以内に認知症の入居者に集中的なリハビリテーションを実施した場合			
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	965 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合			
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1029 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び資料方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合			
退所時情報提供加算	1072 円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
入退所前連携加算(Ⅰ)	1287 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合			
入退所前連携加算(Ⅱ)	858 円	退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合			
訪問看護指示加算	644 円	訪問看護指示書を交付した場合			
ターミナルケア加算(死亡日)	3538 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(死亡日)			
ターミナルケア加算(前日、前々日)	1758 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(前日、前々日)			
ターミナルケア加算(4日～30日)	343 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(4日～30日)			
ターミナルケア加算(31日～45日)	172 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合(31日～45日)			
経口移行加算	60 円	経管栄養の入居者に経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合			
経口維持加算(Ⅰ)	858 円	摂食機能障害や誤嚥を認めた入居者に経口維持計画に基づき栄養管理を行なった場合			
経口維持加算(Ⅱ)	215 円	加算(Ⅰ)において歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合			
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	193 円	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が入居者の口腔ケアを月2回行なった場合			
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	236 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合			
栄養マネジメント強化加算	24 円	管理栄養士を入所者数を50で除して得た数以上に配置していること。栄養計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、必要な情報を厚生労働省に提出している場合			
療養食加算	13 円	療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供した場合、1食につきに算定			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	71 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合			
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	7 円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。褥瘡発生について定期的な評価、管理を行なった場合			
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	28 円	加算(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合			
排泄支援加算(Ⅰ)	22 円	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。排泄に介護を要する入居者を対象に原因を分析、結果を踏まえた支援計画の作成を行なった場合			

排泄支援加算(II)	32 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる人について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排泄支援加算(III)	43 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
所定疾患施設療養費(II)	1029 円	感染症対策に関する研修を受講した医師が肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎の状態にある入居者に投薬、検査、注射、処置を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した10日を限度）
緊急時治療管理費	1111 円	緊急的治療管理を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した3日を限度）
自立支援促進加算	644 円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。 医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(I)	86 円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（II）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
科学的介護推進体制加算(II)	129 円	
安全対策体制加算	43 円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所中1回のみ算定可）
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I	215 円	入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、退所時又は退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	515 円	上記Iを算定し、かつ、服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	215 円	6種類以上の内服薬が処方されている入居者に対し、退所時に処方されている内服薬が入所時に比べて1種類以上減少している場合
外泊時費用	776 円	外泊された時に外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定
試行的退所時指導加算	858 円	入居者を居宅において試行的に退所させ、入居者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	258 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知症情報提供加算	751 円	認知症疾患医療センター等への紹介を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	429 円	認知症の行動・心理症状と医師が判断し、在宅生活が困難で緊急入所が必要な場合
再入所時栄養連携加算	429 円	入所者が医療機関に退所後に再入所し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理を調整した場合
地域連携診療計画情報提供加算	644 円	保険医療機関を退院後に地域連携診療計画に基づいて治療を行い当該保険医療機関に診療情報を提供した場合
介護職員処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（3.9%）
介護職員等特定処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（2.1%）
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（0.8%）

その他の選択利用料（介護保険給付外サービス）

日用品費 (1回)	実費	(株)柴橋商会による選択日用品 お手拭き、フェイスタオル、大判タオル、ティッシュペーパー、全身シャンプー（ミノン）、薬用ハンドソープ、コップ、口腔ケア商品（歯ブラシ、歯みがき粉等）、ペーパータオル、モンダミ（別紙料金表参照）
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用
理美容代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
私物洗濯代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
特別な食事代 (1回)	実費	特別な食事にかかる費用。特別食・誕生日御膳
健康管理費 (1回)	実費	インフルエンザ予防接種等
嗜好品 (1回)	実費	牛乳、ヨーグルト、チーズ、梅干、納豆等
診断書（様式あり） (1通)	4,400 円	文書作成費
診断書（様式なし） (1通)	3,300 円	文書作成費
証明書 (1通)	2,200 円	文書作成費

※日用品費については商品を個別に選択できます。

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表（3割負担）

令和4年10月1日現在

ネット型介護老人保健施設サービス[超強化型]

特別室

基本料金	介護保険 3割負担	食 費	居住費	特別な 療養室料	1日の目安	月額の目安 (30日)
要介護 1	3,001 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	9,275 円	278,250 円
要介護 2	3,239 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	9,513 円	285,390 円
要介護 3	3,441 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	9,715 円	291,450 円
要介護 4	3,625 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	9,899 円	296,970 円
要介護 5	3,802 円	2,068 円	2,006 円	2,200 円	10,076 円	302,280 円

* 基本料金には、施設サービス費のほかに、夜勤職員配置加算77円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）71円、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）148円が含まれております。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）

初期加算	97 円	入所後、最初の30日に限って算定
短期集中リハビリテーション実施加算	772 円	入所から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	772 円	入所から3ヶ月以内に認知症の入居者に集中的なリハビリテーションを実施した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1448 円	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1544 円	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び資料方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算	1608 円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	1930 円	入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	1287 円	退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合
訪問看護指示加算	965 円	訪問看護指示書を交付した場合
ターミナルケア加算（死亡日）	5307 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（死亡日）
ターミナルケア加算（前日、前々日）	2637 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（前日、前々日）
ターミナルケア加算（4日～30日）	515 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（4日～30日）
ターミナルケア加算（31日～45日）	258 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（31日～45日）
経口移行加算	90 円	経管栄養の入居者に経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合
経口維持加算（Ⅰ）	1287 円	摂食機能障害や誤嚥を認めた入居者に経口維持計画に基づき栄養管理を行なった場合
経口維持加算（Ⅱ）	322 円	加算（Ⅰ）において歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	290 円	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が入居者の口腔ケアを月2回行なった場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	354 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
栄養マネジメント強化加算	36 円	管理栄養士を入所者数を50で除して得た数以上に配置していること。栄養計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、必要な情報を厚生労働省に提出している場合
療養食加算	20 円	療養食（糖尿病食、腎臓病食等）を提供した場合、1食につきに算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	106 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入れ所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	10 円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。褥瘡発生について定期的な評価、管理を行なった場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	42 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合
排泄支援加算（Ⅰ）	33 円	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。排泄に介護を要する入居者を対象に原因を分析、結果を踏まえた支援計画の作成を行なった場合

排泄支援加算(II)	48 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる人について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排泄支援加算(III)	65 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
所定疾患施設療養費(II)	1544 円	感染症対策に関する研修を受講した医師が肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎の状態にある入居者に投薬、検査、注射、処置を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した10日を限度）
緊急時治療管理費	1666 円	緊急的治療管理を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した3日を限度）
自立支援促進加算	965 円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行なうとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。 医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他の自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(I)	129 円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（II）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
科学的介護推進体制加算(II)	193 円	
安全対策体制加算	65 円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所中1回のみ算定可）
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I	322 円	入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、退所時又は退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	772 円	上記Iを算定し、かつ、服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	322 円	6種類以上の内服薬が処方されている入居者に対し、退所時に処方されている内服薬が入所時に比べて1種類以上減少している場合
外泊時費用	1164 円	外泊された時に外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定
試行的退所時指導加算	1287 円	入居者を居宅において試行的に退所させ、入居者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	386 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知症情報提供加算	1126 円	認知症疾患医療センター等への紹介を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	644 円	認知症の行動・心理症状と医師が判断し、在宅生活が困難で緊急入所が必要な場合
再入所時栄養連携加算	644 円	入所者が医療機関に退所後に再入所し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理を調整した場合
地域連携診療計画情報提供加算	965 円	保険医療機関を退院後に地域連携診療計画に基づいて治療を行い当該保険医療機関に診療情報を提供した場合
介護職員待遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定待遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（3.9%）
介護職員等特定待遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員待遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（2.1%）
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員待遇改善加算・介護職員等特定待遇改善加算除く））×サービス別加算率（0.8%）

その他の選択利用料（介護保険給付外サービス）		
日用品費 (1回)	実費	（株）柴橋商会による選択日用品 お手拭き、フェイスタオル、大判タオル、ティッシュペーパー、全身シャンプー（ミソ）、薬用ハンドソープ、コップ、口腔ケア商品（歯ブラシ、歯みがき粉等）、ペーパータオル、モンガシ（別紙料金表参照）
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用
理美容代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
私物洗濯代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）
特別な食事代 (1回)	実費	特別な食事にかかる費用。特別食・誕生日御膳
健康管理費 (1回)	実費	インフルエンザ予防接種等
嗜好品 (1回)	実費	牛乳、ヨーグルト、チーズ、梅干、納豆等
診断書（様式あり） (1通)	4,400 円	文書作成費
診断書（様式なし） (1通)	3,300 円	文書作成費
証明書 (1通)	2,200 円	文書作成費

※日用品費については商品を個別に選択できます。

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表（3割負担）

令和4年10月1日現在

ユニット型介護老人保健施設サービス[超強化型]

一般室

基本料金	介護保険 3割負担	食 費	居住費	1日の目安	月額の目安 (30日)
要介護1	3,001 円	2,068 円	2,006 円	7,075 円	212,250 円
要介護2	3,239 円	2,068 円	2,006 円	7,313 円	219,390 円
要介護3	3,441 円	2,068 円	2,006 円	7,515 円	225,450 円
要介護4	3,625 円	2,068 円	2,006 円	7,699 円	230,970 円
要介護5	3,802 円	2,068 円	2,006 円	7,876 円	236,280 円

*基本料金には、施設サービスのほかに、夜勤職員配置加算77円、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）71円、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）148円が含まれております。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）					
初期加算	97 円	入所後、最初の30日に限って算定			
短期集中リハビリテーション実施加算	772 円	入所から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを実施した場合			
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	772 円	入所から3ヶ月以内に認知症の入居者に集中的なリハビリテーションを実施した場合			
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1448 円	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合			
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1544 円	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び資料方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合			
退所時情報提供加算	1608 円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
入退所前連携加算（Ⅰ）	1930 円	入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合			
入退所前連携加算（Ⅱ）	1287 円	退所前に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合			
訪問看護指示加算	965 円	訪問看護指示書を交付した場合			
ターミナルケア加算（死亡日）	5307 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（死亡日）			
ターミナルケア加算（前日、前々日）	2637 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（前日、前々日）			
ターミナルケア加算（4日～30日）	515 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（4日～30日）			
ターミナルケア加算（31日～45日）	258 円	ターミナルケア計画に基づき、ターミナルケアを行なった場合（31日～45日）			
経口移行加算	90 円	経管栄養の入居者に経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合			
経口維持加算（Ⅰ）	1287 円	摂食機能障害や誤嚥を認めた入居者に経口維持計画に基づき栄養管理を行なった場合			
経口維持加算（Ⅱ）	322 円	加算（Ⅰ）において歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合			
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	290 円	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が入居者の口腔ケアを月2回行なった場合			
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	354 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合			
栄養マネジメント強化加算	36 円	管理栄養士を入所者数を50で除して得た数以上に配置していること。栄養計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、必要な情報を厚生労働省に提出している場合			
療養食加算	20 円	療養食（糖尿病食、腎臓病食等）を提供した場合、1食につきに算定			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	106 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合			
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	10 円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。褥瘡発生について定期的な評価、管理を行った場合			
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	42 円	加算（Ⅰ）の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合			
排泄支援加算（Ⅰ）	33 円	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。排泄に介護を要する入居者を対象に原因を分析、結果を踏まえた支援計画の作成を行なった場合			

排泄支援加算(II)	48 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる人について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排泄支援加算(III)	65 円	加算（I）の要件に加え、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
所定疾患施設療養費(II)	1544 円	感染症対策に関する研修を受講した医師が肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎の状態にある入居者に投薬、検査、注射、処置を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した10日を限度）
緊急時治療管理費	1666 円	緊急的治療管理を行なった場合（1ヶ月に1回、連続した3日を限度）
自立支援促進加算	965 円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する。 医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人が共同して、自立支援の支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(I)	129 円	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報（科学的介護推進体制加算（II）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
安全対策体制加算	65 円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所中1回のみ算定可）
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I	322 円	入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、退所時又は退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	772 円	上記Iを算定し、かつ、服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	322 円	6種類以上の内服薬が処方されている入居者に対し、退所時に処方されている内服薬が入所時に比べて1種類以上減少している場合
外泊時費用	1164 円	外泊された時に外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定
試行的退所時指導加算	1287 円	入居者を居宅において試行的に退所させ、入居者及びその家族に対して療養上の指導を行なった場合
若年性認知症入所者受入加算	386 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知症情報提供加算	1126 円	認知症疾患医療センター等への紹介を行なった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	644 円	認知症の行動・心理症状と医師が判断し、在宅生活が困難で緊急入所が必要な場合
再入所時栄養連携加算	644 円	入所者が医療機関に退所後に再入所し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理を調整した場合
地域連携診療計画情報提供加算	965 円	保険医療機関を退院後に地域連携診療計画に基づいて治療を行い当該保険医療機関に診療情報を提供した場合
介護職員待遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定待遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（3.9%）
介護職員等特定待遇改善加算(I)		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員待遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算除く））×サービス別加算率（2.1%）
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員待遇改善加算・介護職員等特定待遇改善加算除く））×サービス別加算率（0.8%）

その他の選択利用料（介護保険給付外サービス）			
日用品費 (1回)	実費	(株)柴橋商会による選択日用品 お手拭き、フェイスタオル、大判タオル、ティッシュペーパー、全身シャンプー（ミソ）、薬用ハンドソープ、コップ、口腔清掃商品（歯ブラシ、歯みがき粉等）、ペーパータオル、モングラッシュ（別紙料金表参照）	
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費	
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用	
理美容代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）	
私物洗濯代 (1回)	実費	外部委託（別紙料金表参照）	
特別な食事代 (1回)	実費	特別な食事にかかる費用。特別食・誕生日御膳	
健康管理費 (1回)	実費	インフルエンザ予防接種等	
嗜好品 (1回)	実費	牛乳、ヨーグルト、チーズ、梅干、納豆等	
診断書（様式あり） (1通)	4,400 円	文書作成費	
診断書（様式なし） (1通)	3,300 円	文書作成費	
証明書 (1通)	2,200 円	文書作成費	

※日用品費については商品を個別に選択できます。